



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名	株式会社滝澤鉄工所	
代表者名	代表取締役社長	原田 一八
	(コード番号 6121 東証 第 1 部)	
問合せ先	取締役執行役員管理部長	林田 憲明
	(TEL. 086-293-6111)	

### 定款一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、別途、平成28年3月16日付け「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、平成28年6月24日開催予定の第86回定時株主総会においてご承認いただくことを前提として監査等委員会設置会社への移行を決定しておりますが、これに伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」及び「監査等委員会設置会社移行後の役員人事の件」を同株主総会に付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款一部変更の件

###### (1) 変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります。（変更案第 1 章第 4 条、第 4 章、第 5 章及び第 6 章（現行定款第 5 章の削除を含む）及び附則）
- ②当社は、所期の資金調達を達成し、現在、優先株式を発行しておりませんので、優先株式に関する規定を削除するなど所要の変更を行うものであります。（変更案第 2 章第 6 条、現行定款第 2 章第 10 条から第 19 条、第 3 章第 26 条及び第 7 章第 40 条の削除）
- ③上記の各変更に伴う条数の変更のほか一部字句の修正を行うものであります。

###### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

###### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日（金曜日）

## 2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事の件

前述の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 86 回定時株主総会終結の時をもって、当社は、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役及び監査役全員が任期満了となります。これに伴い、前述の「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、監査等委員会設置会社移行後の役員人事について内定いたしましたので、お知らせいたします。

### (1) 監査等委員である取締役以外の取締役候補者

氏名	新役職	現役職
はらだ かずひろ 原田 一人	代表取締役社長	同左
こんどう やすまさ 近藤 安正	専務取締役（米州統括）	同左
たぐち たくみ 田口 巧	常務取締役 （営業・品質保証担当）	同左
まつばら じゅんじ 松原 潤治	常務取締役 （製造・購買担当）	同左
かじたに かずひろ 梶谷 和啓	取締役常務執行役員 （技術担当）	同左
はやしだ のりあき 林田 憲明	取締役常務執行役員 （管理担当 管理部長）	取締役執行役員 （管理部長）
わだ ひであき 和田 英明	取締役執行役員 （営業部長）	同左
たい うんきん 戴 雲錦	取締役	同左

### (2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職	現役職
くにさだ としのり 國定 敏範	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
おの しんいち 小野 慎一	社外取締役 監査等委員	社外監査役
こばやし まさひろ 小林 正啓	社外取締役 監査等委員	社外監査役
そがわ ともき 十川 智基	社外取締役 監査等委員	社外取締役
みやけ もりお 三宅 盛夫	社外取締役 常勤監査等委員	—

(3) 退任予定監査役(平成 28 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職
こにし まさふみ 小西 理文	社外監査役

以上

【別紙】 定款変更の新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目 的) 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 工作機械、金属加工機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置、 <u>包装</u> ・荷造機械の製造 <u>ならびに</u> 修理加工 2. 前号各種機械の販売 3. 電子部品の製造装置 <u>並びに</u> 通信機器用部品の開発、設計、製造 <u>および</u> 販売 4. 医療機器 <u>および</u> 介護機器の開発、設計、製造 <u>および</u> 販売 5. ガス濃縮機器の開発、設計、製造 <u>および</u> 販売 6. 一般電気工事の設計 <u>および</u> 施工 7. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権の管理運用 8. 前各号に附帯する一切の業務	第 2 条 (目 的) 本会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 工作機械、金属加工機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置 <u>及び</u> 包装・荷造機械の製造 <u>並びに</u> 修理加工 2. 前号各種機械の販売 3. 電子部品の製造装置 <u>及び</u> 通信機器用部品の開発、設計、製造 <u>並びに</u> 販売 4. 医療機器 <u>及び</u> 介護機器の開発、設計、製造 <u>並びに</u> 販売 5. ガス濃縮機器の開発、設計、製造 <u>及び</u> 販売 6. 一般電気工事の設計 <u>及び</u> 施工 7. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権の管理運用 8. 前各号に附帯する一切の業務
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 (機関の設置) 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条 (機関の設置) 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式

現行定款	変更案
<p>第6条 (発行可能株式総数)  <u>本会社の発行可能株式総数は1億5,000万株とし、このうち1億4,000万株は普通株式、1,000万株は優先株式とする。</u></p>	<p>第6条 (発行可能株式総数)          本会社の発行可能株式総数は<u>1億4,000万株</u>とする。</p>
<p>第7条 (単元株式数<u>および</u>単元未満株式があるときの買増制度)          (条文省略)</p>	<p>第7条 (単元株式数<u>及び</u>単元未満株式があるときの買増制度)          (現行どおり)</p>
<p>第8条 (株主名簿管理人)          1. (条文省略)          2. 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。          3. 本会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿の作成<u>ならびに</u>その備置きその他の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p>	<p>第8条 (株主名簿管理人)          1. (現行どおり)          2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。          3. 本会社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>その備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</p>
<p>第9条 (条文省略)</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p>
<p><u>第10条 (優先配当金)</u>          1. <u>本会社は、第37条第1項に定める剰余金の配当をするときは、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記録された優先株式を有する株主(以下、「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下、「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年3円を限度として、優先株式発行に関する取締役会決議で定める額の剰余金(以下、「優先配当金」という。)の配当をする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>本会社は、第 37 条第 2 項に定める剰余金の配当をするときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の剰余金（以下、「優先中間配当金」という。）の配当をする。</u></p> <p>3. <u>前項により優先中間配当金の配当をしたときは、第 1 項の優先配当金は、優先中間配当の額を控除した額とする。</u></p>	
<p><u>第 11 条（累積条項）</u></p> <p><u>ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額を翌期以降に累積し、累積した不足額（以下、「累積未払配当金」という。）については、優先配当金及び普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、これを優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 12 条（非参加条項）</u></p> <p><u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</u></p>	(削除)
<p><u>第 13 条（残余財産分配条項）</u></p> <p><u>本会社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、累積未払配当金相当額及び優先株式 1 株につき金 100 円を支払う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 14 条（議決権の有無）</u></p> <p><u>優先株主は、株主総会において議決権を有し</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>ない。ただし、優先株主は、平成 25 年 4 月 1 日以降、定時株主総会において累積未払配当金の全部または一部の支払を受けない旨の決議がなされた場合は、その決議のなされた定時株主総会の次の定時株主総会に累積未払配当金全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、累積未払配当金全部の支払を受ける旨の決議がなされるときまでは議決権を有する。</u></p>	
<p><u>第 15 条（本会社による優先株式の買入取得）</u>  <u>本会社はいつでも優先株式を金銭の交付と引換えに買い入れて取得することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 16 条（株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等）</u>  1. <u>本会社は、法令に定めのある場合を除き、優先株式については、株式の併合または分割を行わない。</u>  2. <u>優先株主または優先登録株式質権者は、募集株式の割当てを受ける権利、募集新株予約権の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利を有しない。</u></p>	(削除)
<p><u>第 17 条（本会社による優先株式の取得と普通株式の交付）</u>  <u>優先株主は、優先株式の発行に関する取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件により、その有する優先株式を本会社が取得するのと引換えに本会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 18 条（優先配当金の除斥期間について）</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>第 39 条の規定は、優先配当金及び優先中間配当金についてこれを準用する。</u></p> <p><u>第 19 条（本会社による優先株式の強制取得）</u>  <u>1. 本会社は、平成 16 年 4 月 1 日以降いつでも優先株主または優先登録株式質権者の意思にかかわらず、優先株式の全部または一部について、本会社が当該優先株主に対して金銭を交付することと引換えに、優先株式 1 株を取得することができる。一部取得の場合は抽選その他の方法により行う。</u>  <u>2. 取得価額は、1 株につき 100 円に優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む）で日割計算した額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する）及び当該優先株式の累積未払配当金相当額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第 20 条～第 21 条（条文省略）</p>	<p>第 10 条～第 11 条（現行どおり）</p>
<p>第 22 条（招集権者および議長） （条文省略）</p>	<p>第 12 条（招集権者及び議長） （現行どおり）</p>
<p>第 23 条（議決権の代理行使） 1.（条文省略） 2. 議決権を有する株主または代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに本会社に提出しなければならない。</p>	<p>第 13 条（議決権の代理行使） 1.（現行どおり） 2. 議決権を有する株主又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに本会社に提出しなければならない。</p>
<p>第 24 条（決議要件） 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別</p>	<p>第 14 条（決議要件） 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段</p>

現行定款	変更案
<p>段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第 <u>25</u> 条 (条文省略)</p> <p>第 <u>26</u> 条 (種類株主総会)</p> <p><u>1. 第 22 条及び第 23 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第 20 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>第 4 章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p>第 <u>27</u> 条 (取締役の員数と選任)</p> <p>1. 本会社の取締役は、11 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第 <u>28</u> 条 (役付取締役<u>および</u>代表取締役)</p> <p>1. 本会社は、取締役会の決議によって、社長 1 名、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 <u>15</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 4 章 取締役<u>及び</u>取締役会</p> <p>第 <u>16</u> 条 (取締役の員数と選任)</p> <p>1. 本会社の<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役は、11 名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第 <u>17</u> 条 (役付取締役<u>及び</u>代表取締役)</p> <p>1. 本会社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>社長 1 名、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第 29 条 (取締役会)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</p> <p>3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>4. 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役(当該事項について議決に加わることのできる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>5. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 30 条 (取締役の任期)</p> <p>1. 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第 18 条 (取締役会)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。</p> <p>3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>4. 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役(当該事項について議決に加わることのできる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>第 19 条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 20 条 (取締役の任期)</p> <p>1. <u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度の</u>うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後</u></p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了の時</u>までとする。</p> <p>第 31 条 (顧問、相談役)          本社は取締役会の決議によって、<u>相談役および顧問</u>を定めることができる。</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>第 32 条 (監査役の員数と選任)          1. <u>本会社の監査役は、5 名以内とする。</u>          2. <u>監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 33 条 (監査役会)          1. <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。</u>          2. <u>監査役会は監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u>          3. <u>前各項のほか監査役会の運営については監査役会で定めるところによる。</u></p> <p>第 34 条 (監査役の任期)          1. <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>          2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退</u></p>	<p><u>2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (相談役、顧問)          本社は取締役会の決議によって、<u>相談役及び顧問</u>を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>第22条 (常勤監査等委員)</u>  <u>監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>第23条 (招集通知)</u>  1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u>  2. <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p><u>第24条 (監査等委員会の運営)</u>  <u>前二条のほか監査等委員会の運営については、監査等委員会で定めるところによる。</u></p>
<p>第 6 章 取締役、<u>監査役</u>及び会計監査人の責任免除</p> <p>第 <u>35</u> 条 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>1. 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)</u> <u>及び監査役 (監査役であった者を含む。)</u> の本会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。以下同じ。)</u>、<u>監査役</u>及び会計監査人との間で、<u>任務を怠ったことによる本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づ</p>	<p>第 6 章 取締役及び会計監査人の責任免除</p> <p>第 <u>25</u> 条 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>1. 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)</u> の本会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u> 及び<u>会計監査人</u>との間で、<u>任務を怠ったことによる本会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額</p>

現行定款	変更案
<p>く責任の限度額は、<u>取締役については1,000万円以上、監査役については250万円以上、会計監査人については2,500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が定める額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>は、<u>法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p>第<u>36</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>26</u>条～第<u>28</u>条 (現行どおり)</p>
<p>第<u>39</u>条 (配当金の除斥期間)          本会社の期末配当金<u>または</u>中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>第<u>29</u>条 (配当金の除斥期間)          本会社の期末配当金<u>又は</u>中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>
<p>第<u>40</u>条 (優先株式と引換えに交付された普通株式に対する配当金)  <u>第17条の規定により交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、その交付の請求が4月1日から9月30日までになされたときは、4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは、10月1日に、それぞれ交付があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>附則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>          本会社は、<u>第86回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>